



市 章

大津市公報

令 和 6 年 4 月 10 日
号 外 (第 30 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 監 査 委 員 告 示

6 勧告に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、大津市職員措置請求に係る勧告に基づく措置について、大津市長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月10日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	浅	井	貴	博

(通知内容)

大津市職員措置請求（大津市介護予防活動支援事業補助金に関する措置請求）に係る監査の結果（勧告）に基づく措置について

令和6年1月15日付け大監委第3号「大津市職員措置請求に係る監査の結果について（勧告）」で勧告のあった標記の件について、下記のとおり措置を講じたため、通知します。

記

措置内容 該当する団体への補助金について、正当な補助金額を算出し、大津市補助金等交付規則第19条及び第20条に基づく補助金の交付決定取消及び返還請求を行い、その返還を受けました。

なお、令和6年3月22日、該当する団体から167,000円が返還されています。